

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことに十分留意した上で協定するようにしてください。

なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づく安全配慮義務を負います。

時間外労働と法定休日労働を合計し、時間数は、月100時間未満、2～6月平均80時間以内でなければなりません。医業に従事する医師以外の者（看護師、事務職員等）については、この労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定書とはなりません。

※いずれの入力欄についても、文字数が収まらない場合には、「別添のとおり」と記載の上、協定の内容がわかる資料を添付してください。

必ずページ数及び総ページ数を入力してください。

[illegible]